

日本脳炎予防接種の特例措置について

日本脳炎の予防接種後、重い病気になった事例があったことをきっかけに、平成17年度から平成21年度まで積極的な勧奨を行っていませんでした。その後、新たなワクチンが開発され、現在は通常通り受けることが可能となっています。

接種機会を逃した**平成7年4月2日から平成19年4月1日の間に生まれた20歳未満の人**は、不足分を定期接種として受けることができますので、母子健康手帳で接種状況の確認をお願いします。

特例措置(1)

対象者

- 平成7年4月2日～平成19年4月1日の間に生まれた20歳未満の人。

すでに接種した回数	接種回数	接種間隔
全く受けていない人	4回 (1期3回、2期1回)	1期初回(1～2回目)を6～28日の間隔をおいて接種し、1期初回接種終了後おおむね1年の間隔をおいて1期追加(3回目)を接種。 2期接種は、9歳以上で、1期(3回目)終了後6日以上の間隔をおいて1回接種。
1回接種を受けた人	3回 (1期2回、2期1回)	1期初回(2回目)、1期追加(3回目)は6日以上の間隔をおいて接種。 2期の接種は9歳以上で、1期追加(3回目)の接種後6日以上の間隔をおいて接種。
2回接種を受けた人	2回 (1期1回、2期1回)	1期追加(3回目)と2期は6日以上の間隔をおいて接種。 - ただし2期の接種は、9歳以上で接種。
3回接種を受けた人	1回 (2期1回)	2期の接種は、9歳以上で、1期接種終了後6日以上の間隔をおいて接種。

※2期接種は1期終了後6日以上あれば接種できますが、通常は1期終了後おおむね5年おいて接種するものであり、この間隔を参考にすることが望ましいとされています。年齢等を考慮し、接種医と相談してください。

問合せ先：柳川市役所 健康づくり課 健康係 電話：0944-77-8536